

## 広島県情報公開・個人情報保護審査会（諮問（情）第 266 号）

### 第 1 審査会の結論

広島県知事（以下「実施機関」という。）が本件異議申立ての対象となった行政文書について不存在であることを理由に不開示とした決定は、妥当である。

### 第 2 異議申立てに至る経過

#### 1 開示の請求

異議申立人は、平成 19 年 1 月 14 日、広島県情報公開条例（平成 13 年広島県条例第 5 号。以下「条例」という。）第 6 条の規定により、実施機関に対し、県職員が自家用車を使用して広島県庁へ出張した際の旅費の支給額が記録されている文書（出張旅費計算書など）のうち、部署は広島県消防学校（以下「消防学校」という。）、期間は平成 15 年 4 月 1 日から平成 18 年 12 月 31 日まで（以下「本件対象期間」という。）を対象とする開示の請求をした。

これに対して、実施機関は、条例第 6 条第 1 項第 2 号に掲げる事項（開示請求をしようとする行政文書を特定するために必要な事項）の記載に不備があるとして、平成 19 年 1 月 24 日付けで開示請求書の補正を求めたところ、異議申立人は、同月 28 日、次の内容を記載して開示請求の補正（以下「本件請求」という。）を行った。

- (1) 自家用車による公務出張に伴い発生した交通事故も公務災害に該当するため、官用車と同様に、自家用車を使用した公務出張を事前に承認（決裁）したことを明らかにするための記録は必ず作成しているはずであり、当該記録を確認すれば開示請求の対象とされた行政文書を容易に特定できると考えられることから、当該記録と突き合わせたうえで、県職員が自家用車を使用して広島県庁へ出張した際の旅費の支給額が記録されている文書を開示するよう請求する。
- (2) 開示請求の対象とする部署は、本件対象期間の中で消防学校に所属する、又は所属していた職員を対象とする。

#### 2 本件請求に対する決定

実施機関は、本件請求に対して、作成又は取得していないため、不存在を理由とする行政文書不開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成 19 年 2 月 5 日付けで異議申立人に通知した。

#### 3 異議申立て

異議申立人は、平成 19 年 4 月 1 日、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 6 条の規定により、実施機関に対し異議申立てを行った。

### 第 3 異議申立人の主張要旨

#### 1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消し、対象文書を開示するよう求める。

## 2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見書で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 本件処分は、消防学校の職員が広島県庁に自家用車を使用して出張した際の旅費支給額が記載されている文書が不存在であるとして開示しなかったものであるが、平成15年12月16日（以下「特定日」という。）に「〇〇」（以下「特定職員」という。）が自家用車を使用して県庁へ出張したことを広島県庁の総務室が公式文書に明記していることと矛盾することから、本件請求の対象とした文書を速やかに適正に開示するよう要求する。
- (2) なお、特定日に消防学校職員である特定職員が広島県庁に用務があるとして出張したことは、平成18年7月14日付け総総第13号による「異議申立てに対する決定について（通知）」の中においても次のように明記されている。その内容は、「異議申立人は、自らが指摘した特定車両（特定職員の所有車両である自動車登録番号が『〇〇』）に対する注意処分等に関する文書を念頭において開示請求を行ったものと考えられるが、広島県は、この車両についても県庁に用務があるということで駐車させたものであり、駐車場の目的外利用とは考えていなかったため、（後略）。」というものである。
- (3) 理由説明書によれば、「自家用車の公務使用が認められる職員が存在しないのであるから、本件対象期間において消防学校では自家用車の公務使用申請が行われることはなく、本件対象文書を作成することはない。」と記述されている。
- (4) しかし、〇〇総務室長によれば、特定日の夜間に区画番号21番へ駐車していた職員の自家用車が、翌日の早朝時点で降っていた雨がやんだ後で、かつ、駐車場の鍵が開いた後に出庫した事実を踏まえた上で、広島県庁外来者駐車場に駐車していた当該車両である「〇〇」の〇〇（以下「特定車両」という。）は、消防学校に勤務する職員の自家用自動車であることを認め、当日の夜間の駐車について厳重に注意した旨の口頭説明があった。
- (5) 本件処分は、県職員の自家用車が駐車されていた事実を無視し、かつ、正規の駐車場利用時間ではなく夜間に駐車していたと説明することで、自家用車を県庁へ出張用務に使用した可能性を認めようとせず、部内規程に基づく机上の論理のみをもって、自家用車を県庁へ出張用務に使用した際の旅費の支給額が記録されている文書（出張旅費計算書など）が存在しないとの不当な処分を強行したものである。
- (6) 県職員による外来者駐車場の不正使用（公的財産の私的利用に起因する経済的利益の供与）の事実を隠匿する目的か、あるいは、消防学校及び総務室を擁護するためか、いずれにせよ、意図的に記録がないと仮装した当該処分に対して抗議するとともに、当然にあるべき真実の記録を速やかに開示するよう要求する。
- (7) 職員が外来者駐車場及び外来者駐輪場を日常的に不正使用している事実を隠匿し、その現実を放任している総務室の職務怠慢について重ねて抗議する。

## 第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、理由説明書で説明する本件処分を行った理由は、おおむね次のとおり

である。

自家用車を公務に使用する場合の取扱いは、「自家用車の公務使用に関する取扱い要領」（本件対象期間の一部につき施行されていた平成13年10月1日施行分及び平成17年8月24日施行分）（以下「取扱要領」という。）に規定されている。

「自家用車を使用して広島県庁に出張する」ためには、取扱要領に基づき、自家用車公務使用に係る申請を所属長に提出し、その承認を受けなければならない。

したがって、対象文書が存在する前提として、自家用車公務使用が所属長に承認される必要があるが、取扱要領において、自家用車の公務使用が認められるのは、申請する職員が身体に障害を有するため公用車が利用できない等の基準を満たす場合に限定されている。

そして、本件対象期間には、消防学校に、自家用車の公務使用が必要な身体に障害のある職員は勤務していない。

自家用車の公務使用が認められる職員が存在しないのであるから、本件対象期間において消防学校では自家用車の公務使用申請が行われることはなく、本件請求の対象となる行政文書を作成することはない。

## 第5 審査会の判断

### 1 本件請求について

本件請求は、本件対象期間において、実施機関が消防学校に所属した職員に対して自家用車を使用して広島県庁に出張することについて承認等を行った記録のある出張（以下「本件対象出張」という。）に係る旅費支給額が記載されている文書（以下「本件請求文書」という。）の開示を求めるものであり、実施機関は、作成又は取得していないため不存在を理由とする本件処分を行った。

これに対して異議申立人は、特定日に消防学校職員である特定職員が自家用車を使用して県庁へ出張していることを実施機関が公式文書に明記している等として本件請求の対象となる行政文書は存在するはずである旨主張していることから、以下、その存否について検討する。

### 2 本件処分の妥当性について

#### (1) 本件対象出張について

実施機関は、上記第4のとおり、職員が自家用車を使用して広島県庁に出張するためには、取扱要領に基づく申請を提出し、所属長の承認を受けなければならないと説明するので、当審査会において、実施機関に取扱要領の提出を求め、その内容を見分したところ、職員の自家用車を公務に使用する場合の取扱いとして、公務に自家用車を使用しようとする職員は、別に様式が定められた自家用車公務使用申請書により所属長に申請すること、職員は、自家用車公務使用申請書に対する所属長の承認を受けることなく、公務に自家用車を使用してはならないこと、所属長は、職員による自家用車の公務使用の申請が承認の基準を満たす場合は、旅行命令簿に申請書を添付して、当該旅行命令簿の備考欄に「自家用車使用承認」と記載して決裁すること及び行程の距離に応じた交通費等の旅費が支給されること

が定められていた。

また、上記のとおり、旅行命令簿にも自家用車を公務に使用することを承認した旨を記載するよう定められていることから、実施機関に旅行命令簿の作成について定めた文書の提出を求め、提出された旅行命令（依頼）簿作成要領（平成 13 年 10 月 1 日施行分、平成 17 年 4 月 1 日施行分及び同年 7 月 1 日施行分）の内容を見分したところ、旅行命令（依頼）簿（以下「旅行命令簿」という。）の様式や作成方法が定められており、旅行命令簿の備考欄には、実費（相当）額を支給する場合に必要な事項を記入することとされ、自家用車公務使用の場合として、「例：『自家用車使用承認』（※承認は所属長が決裁する。）、『35 円×行程〇〇km＝〇〇円印』※旅行命令権者が行程距離を確認の上、押印する。」と記載されていた。

以上のことから、実施機関においては取扱要領以外の手続により職員が出張時に自家用車を使用することを承認することはないので、本件対象出張とは、取扱要領に基づき自家用車を公務に使用することについて承認を受けた、本件対象期間を対象とする旅行命令簿が存在するものということになる。

#### (2) 本件対象出張の有無について

当審査会において、本件対象出張の有無を確認するため、実施機関に対して、本件対象期間中に消防学校の職員が作成した広島県庁を用務地とする旅行命令簿の提出を求め、その内容を見分したところ、本件対象期間のうち、平成 15 年 4 月 1 日から平成 18 年 3 月 31 日までについては、別の開示請求に係る異議申立て事案（諮問（情）第 233 号）で部分開示されたものであり、平成 18 年 4 月 1 日から同年 12 月 31 日までについては、実施機関が保管していたものであったが、いずれの旅行命令簿についても、自家用車を公務に使用することを承認した旨の記載があるものはなかった。

よって、本件対象出張に該当する出張は行われていないことから、実施機関において本件請求文書を作成又は取得していたとは認められない。

#### (3) その他

異議申立人は、上記第 3 の 2 (2) 及び (4) のとおり主張するが、総務室長は消防学校職員の出張を承認する立場にはなく、また、特定車両を駐車していた消防学校に勤務する職員は公務で広島県庁へ来庁していたとも限らないから、異議申立人の主張は採ることができない。

#### (4) 以上のことから、実施機関が本件請求文書を作成又は取得していないため、これを不存在として本件処分を行ったことは妥当である。

### 3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人はその他種々主張するが、いずれも上記判断を左右するものではない。

### 4 結論

よって、当審査会は、「第 1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 第 6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
19. 5. 16	・ 諮問を受けた。
19. 5. 28	・ 実施機関に理由説明書の提出を要求した。
19. 6. 19	・ 実施機関から理由説明書を収受した。
19. 7. 3	・ 異議申立人に理由説明書の写しを送付した。 ・ 異議申立人に意見書の提出を要求した。
19. 9. 11	・ 異議申立人から意見書を収受した。
30. 1. 26 (平成 29 年度第 10 回第 2 部会)	・ 諮問の審議を行った。
30. 2. 23 (平成 29 年度第 11 回第 2 部会)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員（50音順）

【第2部会】

兒 玉 浩 生	弁護士
日 山 恵 美	広島大学大学院教授
山 田 健 吾 （ 部 会 長 ）	広島修道大学教授